

個人番号カードを取得する際、住基カードの返納が必要です



平成28年1月以降、番号制度に基づき個人番号カードが交付されるため、住民基本台帳カード(住基カード)は平成27年12月4日で交付申請受付が終了します。12月末時点で、住基カードをお待ちの場合、有効期限まで利用できますが、平成28年1月以降、個人番号カードを取得する際、住基カードの返納が必要です。

個人番号カードのICチップには、プライバシー性の高い情報は記録されません



個人番号カードのICチップには、病歴や税・年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されませんので、それらの情報はカードからは判明しません。(入る情報は、券面に記載されている情報や公的個人認証の電子証明書等に限られています。)

こんなときにマイナンバー



平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーを利用することになります。

- 健康保険を受給
- 毎年6月に児童手当の現況届を出すとき
- 所得税及び復興特別所得税の確定申告をするとき
- 税や社会保障の手続き

境町役場



問い合わせ先

境町役場総務課
情報システム室 電話0280-81-1300

マイナンバー
制度が
はじまるよ!

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



境町役場からのお知らせです 

平成27年11月～ 通知カードが届きます

境町では11月以降皆さんのお手元に通知カードが送付されます。

平成28年1月からマイナンバー利用が開始されます。

通知カードは
簡易書留が届きます

届いたら中身を
確認しましょう！



以下の4つが入っています。

- 宛名台紙
- 「通知カード」
- 説明用パンフレット
- 個人番号カード申請書の返信封筒

大切な書類です。
まちがって捨てないで
ください



通知カード

個人番号の通知カードで、割り振られた12桁の個人番号をお知らせする紙製のカードです。今年11月以降、皆さんのお手元に届きます。通知カードの券面には、個人番号のほかに、住所、氏名、生年月日、性別が記載されており、顔写真は掲載されません。通知カードは平成28年1月以降、個人番号カードを取得する際に必要となります。紛失しないように大切に保管してください。もし、カードを紛失した場合、再交付を受けるためには手数料が必要になります。通知カードを受け取った日以降、引っ越しなどで住所が変わるときは、住所変更手続きのときに忘れずにお持ちください。

おもて

うら



通知カードは切り取って大切に保管してください

個人番号カードは今年11月以降、皆さんのお手元に届く通知カードと一緒に送付される交付申請書を郵送するなどし、**平成28年1月以降、無料で取得**することができます。個人番号カード交付の際、引き換えに通知カードを窓口で返納することになります。

個人番号カード は身分証明書



ICチップのついたカードの表面に、住所、氏名、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面に個人番号が記載されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、イータックス等の電子申請が行える電子証明書も搭載されます。

個人番号カードの交付を一度受けた後に紛失し、再交付を受けるためには、**手数料が必要**になります。